

# ○奈良県警察学校射撃場及び体育館管理規程

(平成12年6月5日本部訓令第12号)

## 目次

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 射撃場等の管理（第4条—第7条）
- 第3章 射撃場の使用（第8条—第10条）
- 第4章 体育館の使用（第11条）
- 第5章 雑則（第12条）

## 附則

### 第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、奈良県警察庁舎管理規程（昭和50年12月奈良県警察本部訓令第17号。次条において「庁舎管理規程」という。）に定めるもののほか、奈良県警察学校射撃場（以下「射撃場」という。）及び奈良県警察学校体育館（以下「体育館」という。）の管理及び使用について必要な事項を定めるものとする。

(管理担当者)

第2条 射撃場及び体育館（以下「射撃場等」という。）の庁舎管理責任者（庁舎管理規程第4条に定める者をいう。）である学校長を補佐し、射撃場等の管理及び使用に当たっての事務を行う者として警察学校に管理担当者を置き、術科指導を担当する校長補佐をもって充てる。

(射撃場等の使用手続)

第3条 射撃場等を使用しようとするものは、射撃場にあつては射撃場使用承認願（別記様式第1号）を、体育館にあつては体育館使用承認願（別記様式第2号）を学校長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、警察学校の授業又は行事に使用する場合は、この限りでない。

2 学校長は、前項の承認願を受理した場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用の承認をしないことができる。

- (1) 射撃場等の施設、設備等を損傷し、又は滅失させるおそれがあるとき。
- (2) 射撃場等の管理上支障があるとき。

3 学校長は、射撃場等の使用を承認するときは、電話又は口頭により願い出者にその旨を連絡するものとする。使用を承認しないときも、また同様とする。

### 第2章 射撃場等の管理

(かぎの管理)

第4条 射撃場等のかぎ（用具倉庫等のかぎを含む。以下同じ。）の取扱いは、管理担当者が行うものとし、管理担当者に事故があるときは、学校長があらかじめ指定する者がこれを行うものとする。

(備品の管理)

第5条 学校長は、射撃場等に備え付けられた備品を適正に管理するため、施設ごとに備品台帳（別記様式第3号）を作成し、備品に異動があった場合は、その都度補正しなければならない。

(射撃場等の管理)

第6条 管理担当者は、学校長の指揮を受け、次の各号に掲げる事項に留意して射撃場の管理に当たるものとする。

- (1) 弾丸収集溝の中の弾丸の回収を定期的に行うとともに、跳弾防止資機材を整備し、跳弾による事故の防止を図ること。
- (2) 標的及び標的枠の破損防止に努めること。
- (3) 射撃場を使用しないときは、標的は標的枠から取り外し、標的収納棚に平積みして保管すること。
- (4) 標的回転装置は、月に1回以上点検整備を行い、故障の防止に努めること。
- (5) 射撃場の施設又は備品に破損、故障等を発見したときは、速やかな修理に努めること。

2 管理担当者は、学校長の指揮を受け、次の各号に掲げる事項に留意して体育館の管理に当たるものとする。

- (1) 体育用具の点検整備に努めること。
- (2) 体育館の施設又は備品に破損、故障等を発見したときは、速やかな修理に努めること。

(使用後の措置)

第7条 射撃場等の使用を終えたときは、射撃場にあつては射撃場使用結果報告書（別記様式第4号）により、体育館にあつては体育館使用結果報告書（別記様式第5号）により、その結果を学校長に報告しなければならない。

### 第3章 射撃場の使用

(射撃訓練指揮官)

第8条 射撃訓練のために射撃場を使用するときは、必ず射撃訓練指揮官を指定しなければならない。

2 射撃訓練指揮官は、奈良県警察術科技能検定規程（昭和30年3月奈良県警察本部訓

令第7号)に定めるけん銃操法級位の上級を取得している者をもって充てなければならない。

- 3 射撃訓練指揮官は、射撃場における射撃訓練の責に任じ、射撃訓練の実施に当たっては、射撃訓練を行う者に警察官けん銃警棒等使用および取扱い規範(昭和37年国家公安委員会規則第7号)第5条に定めるけん銃の安全規則(第10条において「安全規則」という。)及びけん銃操法(昭和37年警察庁訓令第9号)を遵守させなければならない。

(射撃訓練補助者)

第9条 射撃訓練指揮官は、射撃訓練を行うときは、必要に応じて、けん銃の取扱い及びその操法に習熟した者の中から、射撃訓練補助者を指定し、射撃訓練に関する指揮の徹底及び事故の防止に当たらせるものとする。

(射撃訓練を行う者の心得)

第10条 訓練場において射撃訓練を行う者は、安全規則及びけん銃操法を厳守するとともに、射撃場における行動については、すべて射撃訓練指揮官の命令に従わなければならない。

#### 第4章 体育館の使用

(体育館使用責任者)

第11条 体育館を使用するときは、必ず体育館使用責任者を指定しなければならない。

- 2 体育館使用責任者は、体育館の使用についての責に任じ、施設及び備品の使用に当たって他の使用者を指揮監督するとともに、事故の防止に努めなければならない。

#### 第5章 雑則

(その他)

第12条 この規程に定めるもののほか、射撃場等の管理に関し必要な事項は、学校長が定める。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成12年6月5日から施行する。

(奈良県警察学校射撃場管理および使用規程の廃止)

- 2 奈良県警察学校射撃場管理および使用規程(昭和30年8月奈良県警察本部訓令第23号)は、廃止する。

(奈良県警察庁舎管理規程の一部改正)

- 3 奈良県警察庁舎管理規程(昭和50年12月奈良県警察本部訓令第17号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

(奈良県警察の組織に関する訓令の一部改正)

- 4 奈良県警察の組織に関する訓令（平成4年2月奈良県警察本部訓令第6号）の一部を次のように改める。

〔次のよう略〕

(別記様式省略)